5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で534,300,000,000円 うち、財政法第４条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で324,601,200,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で209,698,800,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で165,000,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で46,400,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	510,269,100,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	157,575,000,000円
⑶　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	44,312,000,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月８日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき95円35銭以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき95円50銭
12　利率	年2.8％
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{49}{365}$
14　初期利子	令和７年12月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{2.8}{100}$×$\frac{1}{2}$
15　第２期以後の利子	毎年６月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子を支払う。
16　償還期限	令和37年６月20日
17　償還金額	額面金額100円につき100円
18　元利金支払場所	日本銀行
19　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20　払込期日	令和７年８月８日

○財務省告示第二百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第360回、第361回、第371回、第376回及び第378回）、利付国庫債券（20年）（第121回、第122回、第124回、第126回、第128回、第129回、第130回、第131回、第132回、第133回、第134回、第135回、第136回、第137回、第139回、第140回、第141回、第142回、第143回、第153回、第164回、第168回、第169回、第170回、第171回、第172回及び第174回）及び利付国庫債券（30年）（第６回、第31回及び第33回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5　募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6　発行額	額面金額で649,000,000,000円 内訳（別表のとおり）
7　払込金額	645,906,190,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年８月22日
11　発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12　利率	（別表のとおり）
13　経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365